

⑤ 届出人が個人で相続により所有権を取得し遺産分割協議が終了した場合（１）
（相続後 90 日以内に遺産分割協議が終了）

※ 相続後 90 日以内に下記の内容の届出書を提出すれば、③又は④の届出書は不要となります。

所定の様式に必要な事項を全て記載。

取得した森林の土地が複数の市町村に存する場合には、それぞれの市町村に届出。

森林の土地の所有者届出書

森林の土地が所在する村の長に提出。

所有者となった年月日の 90 日以内である必要。

平成 25 年 2 月 20 日

〇〇村長 殿

住所 〇〇村大字△△12

届出人 氏名 営林 一郎

電話番号 ××××-××-××××

相続開始の日（被相続人の死亡の日）を記載。

次のとおり新たに森林の土地の所有者となったので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所				前所有者の氏名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕		
	〇〇村大字△△12				営林 森男		
	所有者となった年月日				所有権の移転の原因		
	平成24年11月23日				相続		
土地に関する事項	番号	土地の所在場所				面積 (ha)	持分割合
		市町村	大字	字	地番		
	1	〇〇村	△△	-	2012	2.5250	
	2	〇〇村	△△	-	2013	1.8695	
	3	〇〇村	△△	-	2014	3.3340	
	計				7.7285		
備考	用途は林業、境界は承知している						

注意事項

- 1 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 3 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 4 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 5 持分割合は、新たに所有者となった土地について共有している場合に記載すること。
- 6 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 7 規則第7条第2項に規定する次の書類を添付すること。
 - (1) 当該土地の位置を示す地図
 - (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

相続した森林の村内の全てを記載。